

町長交際費の支出基準内規

- (1) 会費 各種団体が行う懇親会等、飲食を伴う会合への出席に係る経費
 (2) 見舞い 病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費
 (3) 弔事 町政関係者、協力者及びその親族に対する香典等に係る経費
 (4) 懇談費 来客、町政関係者との懇談に係る経費
 (5) 記念品等 来客への土産、特産品の紹介、記念品、お祝い等贈答品に係る経費
 (6) その他 上記の区分に掲げるもの以外の経費

区 分	支出内容	支出基準
会 費	会議、意見交換会、祝賀会等への出席、及び団体の年会費に係る支出	1,000 円から 10,000 円 明記されたものはその金額
見 舞 い	病気、事故等への見舞い品購入に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲 限度額 10,000 円
弔 事	葬儀及び法要等における香典等に係る経費	※支出基準詳細
懇 談 費	町政関係者来客の懇談等に係る経費	1,000 円から 10,000 円 (1 名につき)
記念品等	町政関係者来客の記念品等に係る支出	1,000 円から 10,000 円
そ の 他	上記の区分に掲げるもの以外の支出	1,000 円から 10,000 円

* 職員の結婚、職員の長期入院、その他餞別に係る支出は一切無しとする。

* 町内の関係者及び団体が叙勲等を受けた場合（死亡によるものを除く。）は、町長名で祝電を送る。

※弔事等支出基準詳細

対 象		香 典	生 花	弔 電	備 考
議会議員	現 職	20,000	一対	○	
	現職同居親族	10,000	一対	○	実父母、養父母、義父母、配偶者、子
	元 職	10,000	一対	○	
委嘱委員	現 職	10,000	一対	○	監査委員、教育委員、固定資産評価委員、選挙管理委員、農業委員、民生委員、自治会長、人権擁護委員、保護司、行政相談員
	現職同居親族	10,000	一対	○	実父母、養父母、義父母、配偶者、子
	元 職	10,000	—	○	監査委員、教育委員、固定資産評価委員、選挙管理委員、農業委員、民生委員、人権擁護委員、保護司、行政相談員は退職後5年以内、自治会長は、退職後3年以内の者とする。
職 員	祖 父 母 等	10,000	—	○	同一世帯で生計を同じくする者は香典、弔電。同一世帯でない者は、弔電のみとする。

対 象		香 典	生 花	弔 電	備 考
職 員	実 父 母	10,000	一対	○	配偶者の別居実父母は弔電のみとする。
	同居養・義父母	10,000	一対	○	
	本 人	20,000	一対	○	
	配 偶 者	10,000	一対	○	
	子	10,000	一対	○	
	元 職 員	10,000	一対	○	特別職の退任及び定年、勲奨退職後10年以内の者とする。
	そ の 他	10,000	—	○	町が任用する会計年度職員等
公共（的）団体の長及び役員		10,000	一対	○	一部事務組合、商工会、社会福祉協議会、消防団、農協等
その他特に町長が認めた者		その都度協議（職員の兄弟姉妹、会計年度任用職員の同居の実父母等。）			
※香典 上級官庁、他市町村については、担当課長等の申し出により用意する。 町長と相談により金額等決定する。支出基準は3,000円～20,000円とする。					

支出科目は、香典は町長交際費、生花は需用費、祝電、弔電は役務費から支出する。

職員及びその家族に対する通夜及び告別式の参列については、以下のとおりとする。
 参列の基本は告別式に出席する。ただし、告別式に出席できない場合は通夜に出席する。

対 象	通 夜	告 別 式
本 人	町長又はその代理	町長又はその代理
配 偶 者	町長又はその代理	町長又はその代理
同居の実父母・養父母・義父母・子	町長又はその代理	町長又はその代理
別居の実父母・養父母・義父母・子	その都度協議	その都度協議